

(新)

(旧)

秋田市宅地開発技術指針

秋田市宅地開発技術指針

令和6年4月1日以降

秋 田 市

令和元年5月1日以降

秋 田 市

(新)

(旧)

第 3 章 公益的施設

1 ごみ収集場（ごみ集積所） ----- 3 6

2 防犯灯等

（1）防犯灯 ----- 4 0

（2）防犯灯以外の設置例 ----- 4 0

3 集会所

（1）集会所 ----- 4 1

4 その他公益的施設 ----- 4 2

第 4 章 住環境の整備および保全等

1 街区構成等 ----- 4 3

2 敷地面積の最低限度 ----- 4 3

3 騒音・振動防止対策 ----- 4 3

4 汚水の処理 ----- 4 3

5 高齢者および障害者に対する配慮 ----- 4 4

6 工事中の環境保全対策 ----- 4 6

7 防災、安全措置 ----- 4 6

8 文化財の保護 ----- 5 1

第 5 章 公共施設等の管理および帰属等

公共施設の管理および帰属 ----- 5 4

附 則

1 実施期日 ----- 5 6

2 技術基準の廃止 ----- 5 6

3 経過措置 ----- 5 6

附 則

1 実施期日 ----- 5 6

資料編

1 サウンディング ----- 5 8

2 ボーリング ----- 6 0

3 軟弱地盤対策 ----- 6 1

4 軟弱地盤対策の検討手順 ----- 6 1

5 出来形管理基準一覧表 ----- 6 2

6 秋田市都市緑化の推進に関する条例（抜粋） ---- 7 0

7 開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱 ---- 7 1

8 各種施設構造図等（例）

（1）道路 ----- 7 4

（2）公園 ----- 7 8

（3）下水道 ----- 7 9

（4）消防水利 ----- 8 6

（5）ごみ収集場（ごみ集積所） ----- 8 7

（6）その他 ----- 8 8

9 転回広場の形状および寸法 ----- 8 9

1 0 土地区画整理手法による読替表 ----- 9 1

1 1 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（抜粋） 9 2

第 3 章 公益的施設

1 ごみ収集場（ごみ集積所） ----- 3 6

2 防犯灯等

（1）防犯灯 ----- 4 0

（2）防犯灯以外の設置例 ----- 4 0

3 集会所

（1）集会所 ----- 4 1

4 その他公益的施設 ----- 4 2

第 4 章 住環境の整備および保全等

1 街区構成等 ----- 4 3

2 敷地面積の最低限度 ----- 4 3

3 騒音・振動防止対策 ----- 4 3

4 汚水の処理 ----- 4 3

5 高齢者および障害者に対する配慮 ----- 4 4

6 工事中の環境保全対策 ----- 4 6

7 防災、安全措置 ----- 4 6

8 文化財の保護 ----- 5 0

第 5 章 公共施設等の管理および帰属等

公共施設の管理および帰属 ----- 5 3

附 則

1 実施期日 ----- 5 5

2 技術基準の廃止 ----- 5 5

3 経過措置 ----- 5 5

附 則

1 実施期日 ----- 5 5

資料編

1 サウンディング ----- 5 7

2 ボーリング ----- 5 9

3 軟弱地盤対策 ----- 6 0

4 軟弱地盤対策の検討手順 ----- 6 0

5 出来形管理基準一覧表 ----- 6 1

6 秋田市都市緑化の推進に関する条例（抜粋） ---- 7 7

7 開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱 ---- 7 8

8 各種施設構造図等（例）

（1）道路 ----- 8 1

（2）公園 ----- 8 5

（3）下水道 ----- 8 7

（4）消防水利 ----- 9 3

（5）ごみ収集場（ごみ集積所） ----- 9 4

（6）その他 ----- 9 5

9 転回広場の形状および寸法 ----- 9 6

1 0 土地区画整理手法による読替表 ----- 9 8

1 1 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（抜粋） 9 9

(新)

(4) 道路の構造

- ① 幹線及び補助幹線道路の設計速度、平面線形、縦断線形については、道路構造令第13条から第22条に準拠するものとする。

② 条例第10条第2項（縦断勾配）

H15. 4. 1施行

道路（主として車両の通行を目的とした道路に限る。）の縦断勾配は、省令第24条第3号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、4パーセント以下とする。ただし、融雪施設等を設置した場合その他規則で定める場合については、この限りでない。

規則第7条（縦断勾配の基準の適用除外）

H15. 4. 1施行

条例第10条の規則で定める場合は、道路の幅員が9メートル未満であって、道路の縦断勾配が4パーセントを超える区間が次の各号のいずれにも該当すると市長が認める場合とする。

- (1) 小区間であって、冬期間において、車両の通行に支障がないこと。
- (2) 交差点等の交通の危険な箇所でないこと。

③ 交差

- イ) 交差個所は、道路の区分に応じて適切な間隔をとること。（**道路構造令の解説と運用**）
- ロ) 交差角は、原則として直角又は直角に近い角度（75°以上。やむを得ない場合でも60°以上）とすること。（**道路構造令の解説と運用**）
- ハ) 交差点部は、原則として、くいちがい交差や折れ足交差は、避けるものとする。（**道路構造令の解説と運用**）
- ニ) 平面交差は、原則として、同一平面で5枝以上交差させてはならない。（**道路構造令第27条**）
- ホ) 平面交差における隅切り長は、**原則として**、道路の幅員に応じて次表によるものとする。
- ヘ) 交差個所は、原則として両側に隅切りを設置すること。（**省令第24条第6号**）

(旧)

(4) 道路の構造

- ① 幹線及び補助幹線道路の設計速度、平面線形、縦断線形については、道路構造令第13条から第22条に準拠するものとする。

② 条例第10条第2項（縦断勾配）

H15. 4. 1施行

道路（主として車両の通行を目的とした道路に限る。）の縦断勾配は、省令第24条第3号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、4パーセント以下とする。ただし、融雪施設等を設置した場合その他規則で定める場合については、この限りでない。

規則第7条（縦断勾配の基準の適用除外）

H15. 4. 1施行

条例第10条の規則で定める場合は、道路の幅員が9メートル未満であって、道路の縦断勾配が4パーセントを超える区間が次の各号のいずれにも該当すると市長が認める場合とする。

- (1) 小区間であって、冬期間において、車両の通行に支障がないこと。
- (2) 交差点等の交通の危険な箇所でないこと。

③ 交差

- イ) 交差個所は、道路の区分に応じて適切な間隔をとること。（**道路構造令の解説と運用**）
- ロ) 交差角は、原則として直角又は直角に近い角度（75°以上。やむを得ない場合でも60°以上）とすること。（**道路構造令の解説と運用**）
- ハ) 交差点部は、原則として、くいちがい交差や折れ足交差は、避けるものとする。（**道路構造令の解説と運用**）
- ニ) 平面交差は、原則として、同一平面で5枝以上交差させてはならない。（**道路構造令第27条**）
- ホ) 平面交差における隅切り長は、道路の幅員に応じて次表によるものとする。
- ヘ) 交差個所は、原則として両側に隅切りを設置すること。（**省令第24条第6号**）

(新)

ロ) 路床支持力の評価（舗装設計便覧より）

路床支持力の評価は、設計CBRにより行うこと。

(a) CBR試験は、下記のとおり行うこと。

1) 盛土路床の場合には、土取り場の露出面より50cm以上深い箇所から乱した状態で、路床土となる土を採取してCBR試験を行う。

切土部においては、路床面下50cm以上深い箇所から乱した状態で土を採取するが、路床面下1m位の間で土質が変化している場合には、この各層の土を採取してCBR試験を行う。

2) CBR試験用の試料の採取は、調査区間が比較的短い場合や、路床土がほぼ同一と見なされる場合であっても、原則3箇所以上とし、試料採取時の状況と場所が判断できる写真を撮影すること。ただし、開発面積が3,000㎡未満の場合や開発行為により設置される道路が、既存道路の拡幅部分のみの場合等は、道路管理者との協議により資料の採取箇所を2箇所以上とすることが出来る。

また、試料の採取は雨期や凍結融解期を避け、寒冷地域では融解期が終了したと思われる時期に行う。

3) 切土路床などで、乱すことで極端にCBR値が小さくなることが経験的にわかっており、しかも路床土をほとんど乱すことなく施工できる場合は、乱さない試料のCBRを用いてもよい。乱さない試料は路床面より50cm以上深い箇所から採取し、含水比を変化させないようにして試験室に送る。

(b) 設計CBRの算定

予備調査およびCBR試験の結果より、区間のCBRおよび設計CBRを以下のようにして定める。

1) 路床が深さ方向に異なる幾つかの層を成している場合には、その地点のCBRは路床面までの各層のCBRを用いて、次の式によって求まる値(CBR_m)とする。

$$CBR_m = \left[\frac{h_1 CBR_1^{1/3} + h_2 CBR_2^{1/3} + \dots + h_n CBR_n^{1/3}}{h} \right]^3$$

ここに CBR_m : m地点のCBR CBR₁、CBR₂、…CBR_n : m地点の各層のCBR
h₁、h₂、…h_n : m地点の各層の厚さ(cm) h₁+h₂+…h_n=h

2) 同一の舗装厚で施工する区間を決定し、この区間の中にあるCBR_mのうち、極端な値を除いて、次の式により区間のCBRを求める。

$$\text{区間CBR} = \text{各地点のCBRの平均値} - \text{各地点のCBRの標準偏差} (\sigma_{n-1})$$

3) 設計CBRは、区間のCBRから次の表により求める。

区間のCBRと設計CBRの関係	
区間のCBR	設計CBR
3以上 4未満	3
4以上 6未満	4
6以上 8未満	6
8以上 12未満	8
12以上 20未満	12
20以上	20

※CBRが3未満の現状路床を改良した場合のCBR設定方法

- 改良した層厚から20cm減じたものを有効な構築路床の層として扱う。
- 改良した層の下から20cmの層は、安定処理の場合、安定処理した層のCBRと現状路床土のCBRとの平均値として計算する。置き換えの場合は、現状路床土と同じCBRとして計算を行う。

(旧)

ロ) 路床支持力の評価（舗装設計便覧より）

路床支持力の評価は、設計CBRにより行うこと。

(a) CBR試験は、下記のとおり行うこと。

1) 盛土路床の場合には、土取り場の露出面より50cm以上深い箇所から乱した状態で、路床土となる土を採取してCBR試験を行う。

切土部においては、路床面下50cm以上深い箇所から乱した状態で土を採取するが、路床面下1m位の間で土質が変化している場合には、この各層の土を採取してCBR試験を行う。

2) CBR試験用の試料の採取は、調査区間が比較的短い場合や、路床土がほぼ同一と見なされる場合であっても、原則3箇所以上とし、試料採取時の状況と場所が判断できる写真を撮影すること。ただし、開発面積が3,000㎡未満の場合や開発行為により設置される道路が、既存道路の拡幅部分のみの場合等は、道路管理者との協議により資料の採取箇所を2箇所以上とすることが出来る。

また、試料の採取は雨期や凍結融解期を避け、寒冷地域では融解期が終了したと思われる時期に行う。

3) 切土路床などで、乱すことで極端にCBR値が小さくなることが経験的にわかっており、しかも路床土をほとんど乱すことなく施工できる場合は、乱さない試料のCBRを用いてもよい。乱さない試料は路床面より50cm以上深い箇所から採取し、含水比を変化させないようにして試験室に送る。

(b) 設計CBRの算定

予備調査およびCBR試験の結果より、区間のCBRおよび設計CBRを以下のようにして定める。

1) 路床が深さ方向に異なる幾つかの層を成している場合には、その地点のCBRは路床面までの各層のCBRを用いて、次の式によって求まる値(CBR_m)とする。

$$CBR_m = \left[\frac{h_1 CBR_1^{1/3} + h_2 CBR_2^{1/3} + \dots + h_n CBR_n^{1/3}}{h} \right]^3$$

ここに CBR_m : m地点のCBR CBR₁、CBR₂、…CBR_n : m地点の各層のCBR
h₁、h₂、…h_n : m地点の各層の厚さ(cm) h₁+h₂+…h_n=h

2) 同一の舗装厚で施工する区間を決定し、この区間の中にあるCBR_mのうち、極端な値を除いて、次の式により区間のCBRを求める。

$$\text{区間CBR} = \text{各地点のCBRの平均値} - \text{各地点のCBRの標準偏差} (\sigma_{n-1})$$

3) 設計CBRは、区間のCBRから次の表により求める。

区間のCBRと設計CBRの関係	
区間のCBR	設計CBR
3以上 4未満	3
4以上 6未満	4
6以上 8未満	6
8以上 12未満	8
12以上 20未満	12
20以上	20

※CBRが3未満の現状路床を改良した場合のCBR設定方法

- 改良した層厚から20cm減じたものを有効な構築路床の層として扱う。
- 改良した層の下から20cmの層は、安定処理の場合、安定処理した層のCBRと現状路床土のCBRとの平均値として計算する。置き換えの場合は、現状路床土と同じCBRとして計算を行う。

(新)

ハ) 信頼性を考慮したTA法による舗装構成

区画道路の舗装構成は、次表を標準とする。

なお、幹線道路および補助幹線道路（N4、N5、N6）の舗装構成は、管理者と協議の上、決定すること。

区画道路の舗装構成表（設計期間10年 信頼性50%）

設計 CBR	計画交通量 舗装構成	N1		N2		N3	
		H	TA	H	TA	H	TA
3.0	目標TA	8		10		13	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	20	5	25	6.25	40	10
	合計	24	9	29	10.25	44	14
4.0	目標TA	7		9		12	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	35	8.75
	合計	19	7.75	24	9	39	12.75
6.0	目標TA	7		8		10	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	25	6.25
	合計	19	7.75	24	9	29	10.25
8.0	目標TA	7		8		10	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	25	6.25
	合計	19	7.75	24	9	29	10.25
12.0	目標TA	7		7		9	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	15	3.75	20	5
	合計	19	7.75	19	7.75	24	9
20.0	目標TA	7		7		7	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	15	3.75	15	3.75
	合計	19	7.75	19	7.75	19	7.75

ニ) 舗装における各合材の使用区分

区画道路の各合材の使用区分は、次表を標準とする。

なお、幹線道路および補助幹線道路（N4、N5、N6）の各合材の使用区分は、管理者と協議の上、決定すること。

区画道路N1, N2, N3

舗装構成	厚さ	材料	備考
表層	4cm	再生②密粒度アスコン(13)	
下層路盤	tcm	クラッシャーラン(RC-40又はC-40)	

ホ) ここに定めていない事項については下表に記す関係図書を参考にするものとする。

関係図書	発行年月	発行
舗装の構造に関する技術基準・同解説	平成13年9月	日本道路協会
舗装設計施工指針（平成18年度版）	平成18年2月	〃
舗装設計便覧	平成18年2月	〃
舗装施工便覧（平成18年度版）	平成18年2月	〃
舗装再生便覧（平成22年度版）	平成22年12月	〃
道路維持修繕要綱	昭和53年7月	〃
道路土工要綱（平成21年度版）	平成21年6月	〃

(旧)

ハ) 信頼性を考慮したTA法による舗装構成

区画道路の舗装構成は、次表を標準とする。

なお、幹線道路および補助幹線道路（N4、N5、N6）の舗装構成は、管理者と協議の上、決定すること。

区画道路の舗装構成表（設計期間10年 信頼性50%）

設計 CBR	計画交通量 舗装構成	N1		N2		N3	
		H	TA	H	TA	H	TA
3.0	目標TA	8		10		13	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	20	5	25	6.25	40	10
	合計	24	9	29	10.25	44	14
4.0	目標TA	7		9		12	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	35	8.75
	合計	19	7.75	24	9	39	12.75
6.0	目標TA	7		8		10	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	25	6.25
	合計	19	7.75	24	9	29	10.25
8.0	目標TA	7		8		10	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	25	6.25
	合計	19	7.75	24	9	29	10.25
12.0	目標TA	7		7		9	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	15	3.75	20	5
	合計	19	7.75	19	7.75	24	9
20.0	目標TA	7		7		7	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	15	3.75	15	3.75
	合計	19	7.75	19	7.75	19	7.75

ニ) 舗装における各合材の使用区分

区画道路の各合材の使用区分は、次表を標準とする。

なお、幹線道路および補助幹線道路（N4、N5、N6）の各合材の使用区分は、管理者と協議の上、決定すること。

区画道路N1, N2, N3

舗装構成	厚さ	材料	備考
表層	4cm	再生②密粒度アスコン(13)	
下層路盤	tcm	クラッシャーラン(RC-40又はC-40)	

ホ) ここに定めていない事項については下表に記す関係図書を参考にするものとする。

関係図書	発行年月	発行
舗装の構造に関する技術基準・同解説	平成13年9月	日本道路協会
舗装設計施工指針（平成18年度版）	平成18年2月	〃
舗装設計便覧	平成18年2月	〃
舗装施工便覧（平成18年度版）	平成18年2月	〃
舗装再生便覧	平成16年2月	〃
道路維持修繕要綱	昭和53年7月	〃
道路土工要綱（平成21年度版）	平成21年6月	〃

(新)

(5) 側溝等の設置

- ① 道路には、雨水等を有効に排水するため側溝・街渠・その他必要な排水施設を設ける。**(省令第24条第2号)**
 - ② U型側溝を設置する場合は、次によるものとする。
 - イ) 側溝の断面は、開発区域内の計画雨水量及び区域外からの流入水により決定することとし、原則内法300mm×300mm以上とする。なお、断面決定に当たっては、土砂等の堆積による通水断面の縮小を考慮し、8割の水深で検討すること。
 - ロ) 道路幅員内に設置する場合は、原則として落蓋側溝とし、コンクリート蓋(T-25)を設置し、維持管理のため鋼製グレーチング蓋(T-25)を10mに1箇所(L=0.5m)程度の割合で設置する。
 - ハ) 側溝は、原則としてJ I S規格もしくは同等品を使用する。屈曲する部分においてもJ I S規格もしくは同等品を使用し、かつ、蓋もJ I S規格もしくは同等品をコンクリートカッター等で切断し使用する。

ニ) **側溝の最上流部の小口止めコンクリート厚は10cm程度とすること。**

ホ) 道路横断については、横断管(函)渠工とし、原則として表層厚以上の土被りとする。
なお、1級市道および2級市道等の幹線道路においてはT-25以上とし、それ以外の道路についてはT-20以上の製品を使用する。

 - ヘ) 集水柵は、会合箇所、側溝断面の変化点に設置する。
 - ト) 集水柵の構造は、内法500mm×500mm以上の角型のコンクリート製とし、底部には、15cm以上の泥だめを設け、開閉式グレーチング蓋(T-25)を設置する。なお、グレーチング蓋の寸法が800mm×800mm以上の場合は、観音開きとする。
- ③ L型側溝を設置する場合は、次によるものとする。
 - イ) 雨水管を新設又は既存の雨水管がある場合に使用できるものとする。
 - ロ) 道路幅員、歩道の有無等を考慮して、250B型・300型・都市計画型等の既製品を使用する。
 - ハ) 道路排水の雨水柵は、20m程度の間隔で設置する。雨水柵は円形もしくは角形のコンクリート又は鉄筋コンクリート造りとし、内径又は内法を50cm、深さを100cm程度とする。底には15cm以上の泥だめを設ける。

ニ) 取付管等に関しては、雨水管渠の取付に準拠すること。

④ 側溝等の最小勾配は、原則0.3%とする。

⑤ 雨水管路施設を設置する場合は、本技術指針第2章4(1)雨水管路施設に準拠すること。

(6) 歩道

- ① 開発区域内の幹線及び補助幹線道路には、原則として歩道を設けるものとし、車道と歩道は縁石、柵等の工作物により分離すること。**(省令第24条第7号)**
- ② 有効幅員は2m以上とし、植樹帯を設ける場合は1.5m、植樹柵を設ける場合は1.0mを加算する。
- ③ 交差点部の植樹柵等は、視距を妨げない位置とする。
- ④ 植樹柵等の設置間隔は、別途市長と協議により定めるものとする。
- ⑤ 横断勾配は、1.5%を標準とする。
- ⑥ 舗装構成は、表層3cm(再生⑦細粒度アスコン(13F))、路盤工10cm(RC-40又はC-40)、凍上抑制層12cm(RC-40又はC-40)とすること。なお、旧河辺町・雄和町における凍上抑制層厚は、舗装厚に関わらず**22cm**とすること。

(旧)

(5) 側溝等の設置

- ① 道路には、雨水等を有効に排水するため側溝・街渠・その他必要な排水施設を設ける。**(省令第24条第2号)**
 - ② U型側溝を設置する場合は、次によるものとする。
 - イ) 側溝の断面は、開発区域内の計画雨水量及び区域外からの流入水により決定することとし、原則内法300mm×300mm以上とする。なお、断面決定に当たっては、土砂等の堆積による通水断面の縮小を考慮し、8割の水深で検討すること。
 - ロ) 道路幅員内に設置する場合は、原則として落蓋側溝とし、コンクリート蓋(T-25)を設置し、維持管理のため鋼製グレーチング蓋(T-25)を10mに1箇所(L=0.5m)程度の割合で設置する。
 - ハ) 側溝は、原則としてJ I S規格もしくは同等品を使用する。屈曲する部分においてもJ I S規格もしくは同等品を使用し、かつ、蓋もJ I S規格もしくは同等品をコンクリートカッター等で切断し使用する。

ニ) 道路横断については、横断管渠工とし、原則として表層厚以上の土被りとする。

ホ) 集水柵は、会合箇所、側溝断面の変化点に設置する。

 - ヘ) 集水柵の構造は、内法500mm×500mm以上の角型のコンクリート製とし、底部には、15cm以上の泥だめを設け、開閉式グレーチング蓋(T-25)を設置する。なお、グレーチング蓋の寸法が800mm×800mm以上の場合は、観音開きとする。
- ③ L型側溝を設置する場合は、次によるものとする。
 - イ) 雨水管を新設又は既存の雨水管がある場合に使用できるものとする。
 - ロ) 道路幅員、歩道の有無等を考慮して、250B型・300型・都市計画型等の既製品を使用する。
 - ハ) 道路排水の雨水柵は、20m程度の間隔で設置する。雨水柵は円形もしくは角形のコンクリート又は鉄筋コンクリート造りとし、内径又は内法を50cm、深さを100cm程度とする。底には15cm以上の泥だめを設ける。

ニ) 取付管等に関しては、雨水管渠の取付に準拠すること。
- ④ 側溝等の最小勾配は、原則0.3%とする。
 - ⑤ 雨水管路施設を設置する場合は、本技術指針第2章4(1)雨水管路施設に準拠すること。

(6) 歩道

- ① 開発区域内の幹線及び補助幹線道路には、原則として歩道を設けるものとし、車道と歩道は縁石、柵等の工作物により分離すること。**(省令第24条第7号)**
- ② 有効幅員は2m以上とし、植樹帯を設ける場合は1.5m、植樹柵を設ける場合は1.0mを加算する。
- ③ 交差点部の植樹柵等は、視距を妨げない位置とする。
- ④ 植樹柵等の設置間隔は、別途市長と協議により定めるものとする。
- ⑤ 横断勾配は、1.5%を標準とする。
- ⑥ 舗装構成は、表層3cm(再生⑦細粒度アスコン(13F))、路盤工10cm(RC-40又はC-40)、凍上抑制層12cm(RC-40又はC-40)とすること。なお、旧河辺町・雄和町における凍上抑制層厚は、舗装厚に関わらず**15cm**とすること。

(新)

2 公園等

(1) 公園等の区別

開発行為により設置する公園等の区別は、次表のとおりとする。

公園	主として戸外における休息、観賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するための施設を設ける公共空地をいう。宅地分譲を目的とする場合は原則公園を設けること。
緑地	地域間相互の緩衝もしくは緊急時における避難用又は主として歩行者の快適な通行の用に供するため設ける公共空地をいう。緑地は、原則申請者管理帰属となる。
広場	主として集会、行事等住民相互の交流及び記念等の用に供することを目的として設ける公共空地をいう。

(2) 公園等の配置

- ① 公園等は、それぞれの目的及び利用者の年齢等を考慮し、その規模等を定め有効に利用できるよう適切に配置すること。
- ② 公園等は、原則として道路に接するように配置する。ただし、自動車交通量の多い道路を避けるものとする。

(3) 公園等の規模（政令第25条第6号、第7号および省令第21条）

公園等の規模は、次表に掲げるものを標準とする。（自己居住用以外の場合に適用）

開発区域の面積	公園等の総面積	設置内容
0.3ha以上～5.0ha未満	開発区域面積の 3%以上	
5.0ha以上～20.0ha未満		公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地、又は広場。）1カ所の面積は300㎡以上。 1,000㎡以上の公園1カ所以上設置。
20.0ha以上		公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地、又は広場。）1カ所の面積は300㎡以上。 1,000㎡以上の公園2カ所以上設置。
備考 主として住宅の建築を目的とした市街化調整区域および都市計画区域外での5ヘクタール以上の大規模な開発行為にあつては、公園の面積を開発区域面積の4%以上とする。（条例第11条第2項）		

(4) 公園等の立地条件

- ① 公園は、低湿地、急斜面、急法敷等の未利用地、高圧送電線下等であつて、利用に障害及び危険となる場所を避ける。

(旧)

2 公園等

(1) 公園等の区別

開発行為により設置する公園等の区別は、次表のとおりとする。

公園	主として戸外における休息、観賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するための施設を設ける公共空地をいう。宅地分譲を目的とする場合は原則公園を設けること。
緑地	地域間相互の緩衝もしくは緊急時における避難用又は主として歩行者の快適な通行の用に供するため設ける公共空地をいう。緑地は、原則申請者管理帰属となる。
広場	主として集会、行事等住民相互の交流及び記念等の用に供することを目的として設ける公共空地をいう。

(2) 公園等の配置

- ① 公園等は、それぞれの目的及び利用者の年齢等を考慮し、その規模等を定め有効に利用できるよう適切に配置すること。
- ② 公園等は、原則として道路に接するように配置する。ただし、自動車交通量の多い道路を避けるものとする。

(3) 公園等の規模（政令第25条第6号、第7号、省令第21条および第25条）

公園等の規模は、次表に掲げるものを標準とする。（自己居住用以外の場合に適用）

開発区域の面積	公園等の総面積	設置内容
0.3ha以上～5.0ha未満	開発区域面積の 3%以上	
5.0ha以上～20.0ha未満		公園1カ所の面積は300㎡以上。 1,000㎡以上の公園1カ所以上設置。
20.0ha以上		公園1カ所の面積は300㎡以上。 1,000㎡以上の公園2カ所以上設置。
備考 主として住宅の建築を目的とした市街化調整区域および都市計画区域外での5ヘクタール以上の大規模な開発行為にあつては、公園の面積を開発区域面積の4%以上とする。（条例第11条第2項）		

(4) 公園等の立地条件

- ① 公園は、低湿地、急斜面、急法敷等の未利用地、高圧送電線下等であつて、利用に障害及び危険となる場所を避ける。
- ② 公園には、道路、河川等公園以外の目的をもつ土地を含まない。
- ③ 緑地又は広場については、別途市長と協議するものとする。

(新)

- (a) 道路形態をしている箇所及び駐車場の形態をしている箇所。
- (b) 開発行為終了後、上記のような土地の利用形態となることが予想される箇所。
- ホ) 中間マンホールには取付管の接続を行わないこと。
- ハ) 取付管は、原則として硬質塩化ビニル管とし、勾配を10‰以上、管径150mm以上とすること。ただし、本管径が150mmの場合においては100mmとすること。
- ト) 取付管の取付け間隔は、本管軸方向に芯間距離を取付管径150mm以下は70cm、200mm以上は90cm以上確保すること。
- チ) マンホールに近接して取付管を接続する場合は、1.0m以上の離れを確保すること。
- リ) 取付管は本管に対し直角に接続すること。
- ヌ) 取付管と本管の取付部は90度支管を用い、本管の中心線より上方に取り付けること。
- ル) 最上流部にあたる取付管は、本管が上流に延長される見込みのない場合に限り、マンホール接続とし、インバートを設けて本管に流れ込むようにすること。また、取付管が複数になる場合は、マンホールへの穿孔口同士の間隔（残り代）は内面側で100mm以上確保すること。
- ヲ) 曲管は30度を標準とすること。

(旧)

- (a) 道路形態をしている箇所及び駐車場の形態をしている箇所。
- (b) 開発行為終了後、上記のような土地の利用形態となることが予想される箇所。
- ホ) 中間マンホールには取付管の接続を行わないこと。
- ハ) 取付管は、原則として硬質塩化ビニル管とし、勾配を10‰以上、管径150mm以上とすること。ただし、本管径が150mmの場合においては100mmとすること。
- ト) 取付管の取付け間隔は、本管軸方向に芯間距離を取付管径150mm以下は70cm、200mm以上は90cm以上確保すること。
- チ) マンホールに近接して取付管を接続する場合は、1.0m以上の離れを確保すること。
- リ) 取付管は本管に対し直角に接続すること。
- ヌ) 取付管と本管の取付部は90度支管を用い、本管の中心線より上方に取り付けること。
- ル) 最上流部にあたる取付管は、本管が上流に延長される見込みのない場合に限り、マンホール接続とし、インバートを設けて本管に流れ込むようにすること。
- ヲ) 曲管は30度を標準とすること。

(新)

5 消防水利

政令第25条第8号（消防用水利施設に関する技術的細目）

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

条例第12条（消防水利）

H15. 4. 1施行

消防水利は、次に定めるところにより、整備しなければならない。

- (1) 開発区域内の予定建築物等の敷地を包含すること。
- (2) 道路に接し、通行の支障にならない道路以外の位置であって、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置であること（道路の管理者が道路に設置することについて同意した場合を除く。）。

(1) 消防水利の設置

- ① 用途地域のうち工業、工業専用、近隣商業、商業地域については半径80mごと、その他の用途地域および用途指定のない区域は半径100mごとに予定建築物等の敷地を包含できるように設置する。**なお、予定建築物等の配置が未確定の場合や将来的に新たな建築物等の建設予定がある場合は、開発区域の敷地全体を包含できるように設置する。**
- ② 開発区域の面積が5ha以上の場合、消火栓以外に防火水槽も併設するものとし、その割合は、消火栓4に対し、防火水槽1を最大比率とする。
- ③ 消防水利は、消防ポンプ自動車容易に部署できる位置とする。

(2) 消火栓の基準

消火栓を設置する場合は、次のとおりとする。

- イ) **配管口径は、150mm以上とする。ただし、解析及び実測を行い、消火栓の取水可能水量が毎分1立方メートル以上であることを確認できれば、管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。**
- ロ) 2基以上設置する場合は、努めて管網を形成していること。
- ハ) 消火栓本体は、呼称65、打倒式単口型とする。
- ニ) 道路敷外に設置する場合は、消火栓用地として1.3㎡以上を確保する。
- ホ) 用地の境界は、縁石又はブロック2段積み等で区画し、境界プレート等で明示する。
- ヘ) 用地は、アスファルト又はこれと同等以上のもので舗装する。
- ト) 点検、修理のため、座金、ボルトナットを取り外しできるよう消火栓下部と舗装面の間隔を確保すること。

(3) 防火水槽の基準

防火水槽を設置する場合は、次のとおりとする。

- イ) 容量は40m³以上で、かつ、有蓋とする。
- ロ) 構造は国で定める道路用（Ⅱ種）とし、サクシヨンパイプを併設するものとする。
- ハ) 防火水槽用地として、防火水槽外面から各々1m以上を確保する。
- ニ) 防火水槽本体及び用地の境界は、境界柱等で明示する。

(4) その他

消防水利施設は、上記の技術指針によるほか、構造、形式、標識等については、別途管理者と協議し、設置するものとする。

(旧)

5 消防水利

政令第25条第8号（消防用水利施設に関する技術的細目）

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

条例第12条（消防水利）

H15. 4. 1施行

消防水利は、次に定めるところにより、整備しなければならない。

- (1) 開発区域内の予定建築物等の敷地を包含すること。
- (2) 道路に接し、通行の支障にならない道路以外の位置であって、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置であること（道路の管理者が道路に設置することについて同意した場合を除く。）。

(1) 消防水利の設置

- ① 用途地域のうち工業、工業専用、近隣商業、商業地域については半径80mごと、その他の用途地域および用途指定のない区域は半径100mごとに予定建築物等の敷地を包含できるように設置する。
- ② 開発区域の面積が5ha以上の場合、消火栓以外に防火水槽も併設するものとし、その割合は、消火栓4に対し、防火水槽1を最大比率とする。
- ③ 消防水利は、消防ポンプ自動車容易に部署できる位置とする。

(2) 消火栓の基準

消火栓を設置する場合は、次のとおりとする。

- イ) 配管口径は、100mm以上とする。
- ロ) 2基以上設置する場合は、努めて管網を形成していること。
- ハ) 消火栓本体は、呼称65、打倒式単口型とする。
- ニ) 道路敷外に設置する場合は、消火栓用地として1.3㎡以上を確保する。
- ホ) 用地の境界は、縁石又はブロック2段積み等で区画し、境界プレート等で明示する。
- ヘ) 用地は、アスファルト又はこれと同等以上のもので舗装する。
- ト) 点検、修理のため、座金、ボルトナットを取り外しできるよう消火栓下部と舗装面の間隔を確保すること。

(3) 防火水槽の基準

防火水槽を設置する場合は、次のとおりとする。

- イ) 容量は40m³以上で、かつ、有蓋とする。
- ロ) 構造は国で定める道路用（Ⅱ種）とし、サクシヨンパイプを併設するものとする。
- ハ) 防火水槽用地として、防火水槽外面から各々1m以上を確保する。
- ニ) 防火水槽本体及び用地の境界は、境界柱等で明示する。

(4) その他

消防水利施設は、上記の技術指針によるほか、構造、形式、標識等については、別途管理者と協議し、設置するものとする。

(新)

6 工事中の環境保全対策

- ① 開発事業者は、工事の施工に当たっては、周辺の水源涵養林、住宅、農作物その他の公私有財産に損害を与えないよう十分配慮する。
- ② 開発事業者は、次の事項についてあらかじめ関係者と協議し、交通公害等の対策を講じる。
 - イ) 使用する道路の指定
 - ロ) 〃 交通規制
 - ハ) 〃 安全対策
 - ニ) 〃 清掃
 - ホ) 〃 砂塵飛散、騒音、振動等の対策
 - ヘ) 〃 汚損対策
- ③ 開発事業者は、工事の施工に当たっては、周辺住民の生活環境を損なうことのないよう騒音、振動、及び粉じん等による公害防止に十分配慮すること。
- ④ 開発事業者は、開発行為に伴い発生した廃棄物については、適正に処理すること。

7 防災、安全措置

防災技術基準 (法第33条第1項第7号、政令第28条)

- ① 土質調査等の結果、開発予定地が災害や地盤沈下（重大な圧密沈下、地震時の液状化）が発生する危険性がある地盤と判定された場合は、その対策を講じるか又はできるだけ宅地造成を避けるものとする。この場合において、開発区域の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事計画が、下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土規制区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域
開発行為に関する工事	開発行為（宅地造成および特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事
宅地造成および特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。	宅地造成および特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

(旧)

6 工事中の環境保全対策

- ① 開発事業者は、工事の施工に当たっては、周辺の水源涵養林、住宅、農作物その他の公私有財産に損害を与えないよう十分配慮する。
- ② 開発事業者は、次の事項についてあらかじめ関係者と協議し、交通公害等の対策を講じる。
 - イ) 使用する道路の指定
 - ロ) 〃 交通規制
 - ハ) 〃 安全対策
 - ニ) 〃 清掃
 - ホ) 〃 砂塵飛散、騒音、振動等の対策
 - ヘ) 〃 汚損対策
- ③ 開発事業者は、工事の施工に当たっては、周辺住民の生活環境を損なうことのないよう騒音、振動、及び粉じん等による公害防止に十分配慮すること。
- ④ 開発事業者は、開発行為に伴い発生した廃棄物については、適正に処理すること。

7 防災、安全措置

防災技術基準 (法第33条第1項第7号、政令第28条)

- ① 土質調査等の結果、開発予定地が災害や地盤沈下（重大な圧密沈下、地震時の液状化）が発生する危険性がある地盤と判定された場合は、その対策を講じるか又はできるだけ宅地造成を避けるものとする。
- ② 丘陵地又はその他の傾斜地における開発行為にあつては、市長が必要と認めた場合は、当該工事の施工中及び完了後の防災措置計画を立て、市長と協議するものとする。
- ③ 開発行為によって生ずる崖面は、崩壊しないよう擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置をする。

「^{がけ}崖」
 水平面に対し 30° を超える角度をなす土地
 切土部分の高さ > 2 m
 盛土部分の高さ > 1 m

- ④ 切土高が 5 m を超えるときには、高さ 5 m 以内ごとに幅 1.0～2.0 m 程度の小段を設けること。この小段には排水のため 5～10% の横断勾配をつけ、さらに必要な場合には、土留又は排水渠等を設ける。
- ⑤ 盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水が浸透し、緩み、沈下又は崩壊又は滑りが生じないように、おおむね 30 cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、ローラー等の建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置を行う。また、草木が腐食して滑り面とならないように完全にこれを除去する。
- ⑥ 著しく傾斜している（1：4 程度より急な勾配）土地に盛土をする場合は、旧地盤と盛土が接する面が滑り面とならないように、段切り等の措置を行う。

(新)

附 則 (平成31年 4 月25日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 6 年 月 日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(旧)

附 則 (平成31年 4 月25日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

(新)

資料編

1 サウンディング

サウンディングは、軟弱地盤、構造物予定地点、高盛土箇所、土取場などで、土質・地質について検討を要すると思われる地域において実施する。一般にやわらかい地盤では**機械式コーン貫入試験**、**スクリュウエイト貫入試験**などが、固い地盤では標準貫入試験などが行われる。

標準貫入試験は、ボーリング孔において原則として深さ1 mおきに実施する。

サンプラーから得られた試料は、土質試験に供する。試験深度は、原則として支持地盤が確認されるまでとする。

N値が4以下の地盤は、一応軟弱地盤と考えて調査する必要がある。地盤の状態とそれに適した調査方法を次表に掲げる。

地盤の土質	試料採取が必要な場合に適したサウンディングの種類	地盤の強度範囲に適したサウンディング			備 考
		調査深さ又は貫入能力順位	サウンディングの種類	機 動 性 搬 出 入 の 難 易 そ の 他	
未知の地盤	標準貫入試験		標準貫入試験	ボーリング機械の搬出入を要す	ボーリング機械を必要とするが調査深さ及び貫入能力大。未知地盤に対する最初の調査手段としては無難で最適。
砂、礫を主体とする地盤 (N値に関係なく考えた場合)	"	①	"	"	径の大きい礫を含む場合はN値の評価に注意を要する。
		②	土研式円すい貫入試験	搬出入容易	
		②	機械式コーン貫入試験	搬出入難、アンカーの設置を要す	締まった砂礫・砂の連続貫入は困難ないしは不可能
		③	※ スクリュウエイト貫入試験	搬出入容易	礫は貫入困難中位以上の締まりの砂礫の連続貫入は困難か不可能
中以上の強さの砂、シルト互層および粘土地盤	"	①	標準貫入試験	ボーリング機械の搬出入を要す	この種の地盤では広い適合性を持つ
		②	機械式コーン貫入試験	搬出入難、アンカーの設置を要す	非常に固いシルト、粘土の連続貫入は困難か不可能
		②	三成分コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	"
		③	土研式円すい貫入試験	搬出入容易	N値15以上の砂、固いシルト・粘土の連続貫入は困難か不可能
		③	機械式コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカーの設置を要す	N値10以上の砂、固いシルト・粘土の連続貫入は困難か不可能
		③	※ スクリュウエイト貫入試験	搬出入容易	"

(旧)

資料編

1 サウンディング

サウンディングは、軟弱地盤、構造物予定地点、高盛土箇所、土取場などで、土質・地質について検討を要すると思われる地域において実施する。一般にやわらかい地盤では**オランダ式二重管コーン貫入試験**、**スウェーデン式サウンディング試験**などが、固い地盤では標準貫入試験などが行われる。

標準貫入試験は、ボーリング孔において原則として深さ1 mおきに実施する。

サンプラーから得られた試料は、土質試験に供する。試験深度は、原則として支持地盤が確認されるまでとする。

N値が4以下の地盤は、一応軟弱地盤と考えて調査する必要がある。地盤の状態とそれに適した調査方法を次表に掲げる。

地盤の土質	試料採取が必要な場合に適したサウンディングの種類	地盤の強度範囲に適したサウンディング			備 考
		調査深さ又は貫入能力順位	サウンディングの種類	機 動 性 搬 出 入 の 難 易 そ の 他	
未知の地盤	標準貫入試験		標準貫入試験	ボーリング機械の搬出入を要す	ボーリング機械を必要とするが調査深さ及び貫入能力大。未知地盤に対する最初の調査手段としては無難で最適。
砂、礫を主体とする地盤 (N値に関係なく考えた場合)	"	①	"	"	径の大きい礫を含む場合はN値の評価に注意を要する。
		②	土研式円すい貫入試験	搬出入容易	
		②	10tf用オランダ式二重管コーン貫入試験	搬出入難、アンカーの設置を要す	締まった砂礫・砂の連続貫入は困難ないしは不可能
		③	※ スウェーデン式サウンディング	搬出入容易	礫は貫入困難中位以上の締まりの砂礫の連続貫入は困難か不可能
中以上の強さの砂、シルト互層および粘土地盤 4 < N < 30	"	①	標準貫入試験	ボーリング機械の搬出入を要す	この種の地盤では広い適合性を持つ
		②	10tf用オランダ式二重管コーン貫入試験	搬出入難、アンカーの設置を要す	非常に固いシルト、粘土の連続貫入は困難か不可能
		②	三成分コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	"
		③	土研式円すい貫入試験	搬出入容易	N値15以上の砂、固いシルト・粘土の連続貫入は困難か不可能
		③	2tf用オランダ式二重管コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカーの設置を要す	N値10以上の砂、固いシルト・粘土の連続貫入は困難か不可能
		③	※ スウェーデン式サウンディング	搬出入容易	"

(新)

地盤の土質	試料採取が必要な場合に 適したサウンディングの種類	地盤の強度範囲に適したサウンディング			備 考
		調査深さ又は貫入能力順位	サウンディングの種類	機 動 性 搬 出 入 の 難 易 そ の 他	
中以上のやわらかいシルト粘土地盤 2 < N < 4	標準貫入試験	①	機械式コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	調査深度がおよそ10m以上の場合はこれらがよい。この種の地盤に対しては貫入能力の差異はあまりない。地盤の強さの相対分布を調べる目的では 機械式コーン貫入試験 の方がよい。
		①	三成分コーン貫入試験	〃	
		①	※ スクリーウエイト貫入試験	搬出入容易	
		②	ポータブルコーン貫入試験（二重管）	搬出入極めて容易	
非常にやわらかいシルト、粘土、ピートからなる地盤 N < 2	〃	①	機械式コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	調査深度がおよそ10m以上の場合は①がよく、以下の場合は②でもよい。地盤強さの相対的分布を調べる目的ではコーン貫入試験の方がよい。地盤強さを評価する場合はロッドの自重と周囲摩擦（単管の場合）を修正する必要がある。
		①	三成分コーン貫入試験	〃	
		①	※ スクリーウエイト貫入試験	搬出入容易	
		②	ポータブルコーン貫入試験（二重管、単管）	搬出入極めて容易	

※ スクリーウエイト貫入試験は緩い砂及び粘性土の調査に適する。

(旧)

地盤の土質	試料採取が必要な場合に 適したサウンディングの種類	地盤の強度範囲に適したサウンディング			備 考
		調査深さ又は貫入能力順位	サウンディングの種類	機 動 性 搬 出 入 の 難 易 そ の 他	
中以上のやわらかいシルト粘土地盤 2 < N < 4	標準貫入試験	①	2tf用オランダ式二重管コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	調査深度がおよそ10m以上の場合はこれらがよい。この種の地盤に対しては貫入能力の差異はあまりない。地盤の強さの相対分布を調べる目的では オランダ式 の方がよい。
		①	三成分コーン貫入試験	〃	
		①	※ スウェーデン式サウンディング	搬出入容易	
		②	ポータブルコーン貫入試験（二重管）	搬出入極めて容易	
非常にやわらかいシルト、粘土、ピートからなる地盤 N < 2	〃	①	2tf用オランダ式二重管コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	調査深度がおよそ10m以上の場合は①がよく、以下の場合は②でもよい。地盤強さの相対的分布を調べる目的ではコーン貫入試験の方がよい。地盤強さを評価する場合はロッドの自重と周囲摩擦（単管の場合）を修正する必要がある。
		①	三成分コーン貫入試験	〃	
		①	※ スウェーデン式サウンディング	搬出入容易	
		②	ポータブルコーン貫入試験（二重管、単管）	搬出入極めて容易	

※ スウェーデン式サウンディング試験は緩い砂及び粘性土の調査に適する。

(新)

3 軟弱地盤対策

軟弱地盤の分布地域を地形的に分類すると、次表のとおりである。

主な地形的 分布地域	地 タ イ プ	土層・土質 区分	土 質				
			ω_n (%)	e_n	q_u (kgf/cm ²)	N値	
枝 谷	泥炭質 粘 砂 土 質 質	高有 機質 土 [Pt]	PEAT 繊維質の高有 (Pk) 機質土	300 以上	7.5 以上	0.4 以 下	1 以 下
			黒泥 分解の進んだ (Mk) 高有機質土	300 ~200	7.5 ~5		
おぼれ谷	粘 砂 土 質 質	細 粒 土	有機質土 塑性図A線の (O) 下有機質	200	5	1	4
			火山灰質 塑性図A線の 粘性土 下火山灰質二 (V) 次堆積粘性土	100	2.5		
後背湿地 潟湖成低地	粘 砂 土 質 質	土	シルト 塑性図A線の (M) 下ダイレタン シー大	100	2.5	以 下	以 下
			粘性土 塑性図A線の (C) 上又はその付 近ダイレタン シー小	50	1.25		
三角州低地	粘 砂 土 質 質	地盤 [F]	砂質土 75 μ 以下15~ (SF) 50%	50	1.25	-	10 ~ 15
				砂 25 μ 以下15% (S) 未満	30		
臨海埋立地	粘 砂 土 質 質	砂質 土	砂質土 75 μ 以下15~ (SF) 50%	50	1.25	-	10 ~ 15
				砂 25 μ 以下15% (S) 未満	30		
自然堤防 海岸砂州	粘 砂 土 質 質	砂質 土	砂質土 75 μ 以下15~ (SF) 50%	50	1.25	-	10 ~ 15
				砂 25 μ 以下15% (S) 未満	30		

このような地盤では、軟弱地盤としての検討が必要であると考えてよい。

4 軟弱地盤対策の検討手順

軟弱地盤の分布が予想される箇所で開発事業を行う場合又は開発事業に伴う事前の調査ボーリングの結果等から地層に粘土などの存在が明らかになった場合には、標準貫入試験やスクリーウエイト貫入試験などの調査を行って、軟弱地盤であるかどうかを判定する。

その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性及び適切な対策工等を検討する。

(旧)

3 軟弱地盤対策

軟弱地盤の分布地域を地形的に分類すると、次表のとおりである。

主な地形的 分布地域	地 タ イ プ	土層・土質 区分	土 質				
			ω_n (%)	e_n	q_u (kgf/cm ²)	N値	
枝 谷	泥炭質 粘 砂 土 質 質	高有 機質 土 [Pt]	PEAT 繊維質の高有 (Pk) 機質土	300 以上	7.5 以上	0.4 以 下	1 以 下
			黒泥 分解の進んだ (Mk) 高有機質土	300 ~200	7.5 ~5		
おぼれ谷	粘 砂 土 質 質	細 粒 土	有機質土 塑性図A線の (O) 下有機質	200	5	1	4
			火山灰質 塑性図A線の 粘性土 下火山灰質二 (V) 次堆積粘性土	100	2.5		
後背湿地 潟湖成低地	粘 砂 土 質 質	土	シルト 塑性図A線の (M) 下ダイレタン シー大	100	2.5	以 下	以 下
			粘性土 塑性図A線の (C) 上又はその付 近ダイレタン シー小	50	1.25		
三角州低地	粘 砂 土 質 質	地盤 [F]	砂質土 75 μ 以下15~ (SF) 50%	50	1.25	-	10 ~ 15
				砂 25 μ 以下15% (S) 未満	30		
臨海埋立地	粘 砂 土 質 質	砂質 土	砂質土 75 μ 以下15~ (SF) 50%	50	1.25	-	10 ~ 15
				砂 25 μ 以下15% (S) 未満	30		
自然堤防 海岸砂州	粘 砂 土 質 質	砂質 土	砂質土 75 μ 以下15~ (SF) 50%	50	1.25	-	10 ~ 15
				砂 25 μ 以下15% (S) 未満	30		

このような地盤では、軟弱地盤としての検討が必要であると考えてよい。

4 軟弱地盤対策の検討手順

軟弱地盤の分布が予想される箇所で開発事業を行う場合又は開発事業に伴う事前の調査ボーリングの結果等から地層に粘土などの存在が明らかになった場合には、標準貫入試験やスウェーデン式サウンディング試験などの調査を行って、軟弱地盤であるかどうかを判定する。

その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性及び適切な対策工等を検討する。

(新)

5 出来形管理基準一覧表

(1) 舗装工(路盤、アスファルト舗装)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10)				
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	厚 さ	-45	-45	-15	-15			
	幅	-50	-50	—	—			
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
	幅	-50	-50	—	—			

(旧)

5 出来形管理基準一覧表

(1) 舗装工（路盤、アスファルト舗装）

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値			
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
	厚 さ	-45	-45	-15	-15
	幅	-50	-50	—	—
アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10
	幅	-50	-50	—	—
	▽基準高	±30		—	
粒度調整路盤工					

出来形管理

単位：mm

工 種	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高は延長40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	
アスファルト舗装工 (上層路盤工)	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 基準高は延長40mごとに1箇所を掘り起こして測定。	○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

(新)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10)				
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は 設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定 することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満） ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	幅	-25	-25	-	-			
アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
	幅	-25	-25	-	-			
	平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

(旧)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規格値			
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
	幅	-25	-25	-	-
	▽基準高	±30		-	
アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
	幅	-25	-25	-	-
	平 坦 性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
	▽基準高	±30		-	

出来形管理

単位：mm

工 種	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
アスファルト舗装工 (基層工)	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満）	
アスファルト舗装工 (表層工)	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

(新)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)			
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	-9	-12	-	<p>基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。</p> <p>厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。</p> <p>幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。</p> <p>※両端部2点で測量する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満 <p>○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
	厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
		t ≥ 15cm	-45	-15			
	幅	-100		-			
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9		-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。</p> <p>基準高は延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
	幅	-25		-			

(旧)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値		
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
歩道路盤工	基準高▽	±50		—
取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	厚 さ	t < 15cm	-30	-10
		t ≥ 15cm	-45	-15
		幅	-100	
歩道舗装工	厚 さ	-9	-3	
取合舗装工	幅	-25	-	
路肩舗装工	▽基準高	±30	-	
表層工				

出来形管理

単位：mm

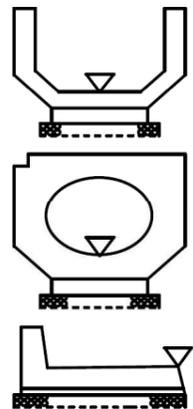
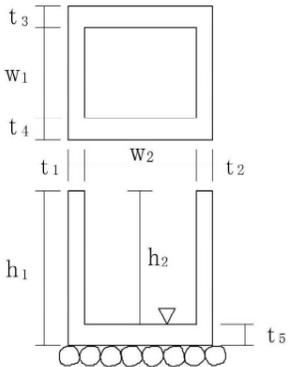
工 種	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測量する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満） ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格	
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。 基準高は延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。	値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

(新)

(2) 路面排水工 (側溝、集水桝)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定		
集水桝工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
	※厚さ t1 ~ t5	-20			
	※幅 w1, w2	-30			
	※高さ h1, h2	-30			

(旧)

(2) 路面排水工 (側溝、集水柵)

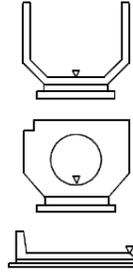
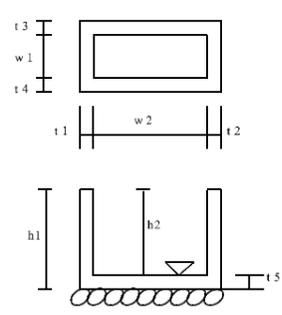
出来形管理

単位：mm

工 種	測 定 項 目	規 格 値
側溝工 (L型街渠工) (L0型街渠工) (プレキャストU型側溝工) (管(函)渠型側溝工) 管渠工	基 準 高 ▽	±30
	延 長 L	-200
街渠柵・マンホール工(街渠柵工) (マンホール工)	基 準 高 ▽	±30
	※厚さ t1～t5	-20
	※幅 w1, w2	-30
	※高さ h1, h2	-30

出来形管理

単位：mm

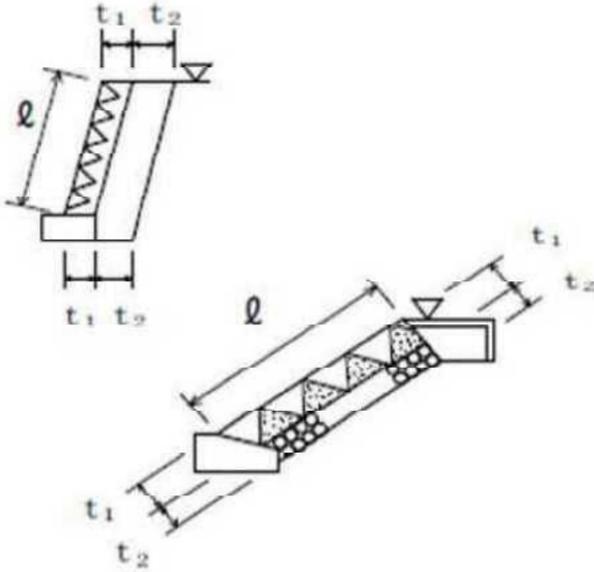
工 種	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
側溝工 (L型街渠工) (L0型街渠工) (プレキャストU型側溝工) (管(函)渠型側溝工) 管渠工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
	1箇所/1施工箇所		
街渠柵・マンホール工(街渠柵工) (マンホール工)	1箇所/施工延長40m ※は現場打部分のある場合		

(新)

(3) 擁壁工 (コンクリートブロック積み、現場打擁壁、プレキャスト擁壁)

出来形管理

単位: mm

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック張 り)	基準高 ▽	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇 所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき 2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。		
	法 長	$l < 3m$			- 50
	長	$l \geq 3m$			- 100
	厚さ(ブロック積張)t1				- 50
	厚さ(裏込)t2				- 50
	延長 L				- 200

(旧)

(3) 擁壁工 (コンクリートブロック積み、現場打擁壁、プレキャスト擁壁)

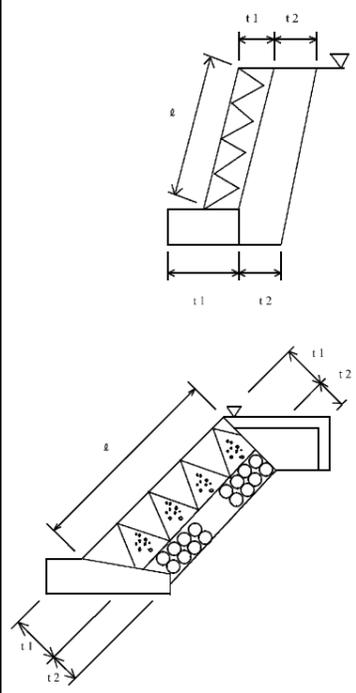
出来形管理

単位：mm

工 種	測 定 項 目	規 格 値	
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ∇	±50	
	法 長 l	$l < 3m$	-50
		$l \geq 3m$	-100
	厚さ(ブロック積張) $t1$	-50	
	厚さ(裏込) $t2$	-50	
	延 長 L	-200	

出来形管理

単位：mm

工 種	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	施工延長40m(測点間隔 25mの場合は50m)につき1 箇所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につ き2箇所。厚さは上端部 及び下端部の2箇所を測 定。		

「共通仕様書(土木工事施工管理基準及び規格値) - 秋田県建設交通部編集」抜粋

(新)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
	厚 さ t	- 20				
	裏 込 厚 さ	- 50				
	幅 w1、w2	- 30				
	高さ h	h < 3m	- 50			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。
	h	h ≥ 3m	- 100			
	延 長 L	- 200	1 施工箇所毎			
プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
	延 長 L	- 200	1 施工箇所毎			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

(旧)

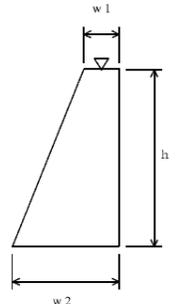
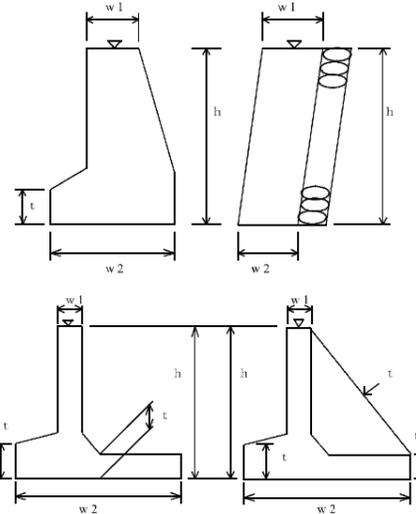
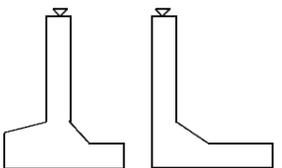
出来形管理

単位：mm

工種	測定項目	規格値	
現場打擁壁工	基準高 ∇	± 50	
	厚さ t	-20	
	裏込厚さ	-50	
	幅 w1、w2	-30	
	高さ h	$h < 3m$	-50
		$h \geq 3m$	-100
	延長 L	-200	
プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	
	延長 L	-200	

出来形管理

単位：mm

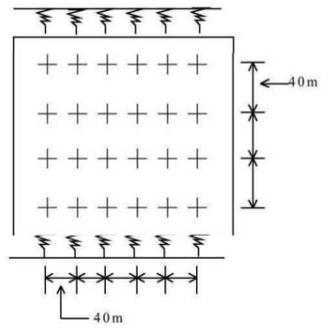
工種	測定基準	測定箇所	摘要
現場打擁壁工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
	1施工箇所毎		
プレキャスト擁壁工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
	1施工箇所毎		

(新)

(4) 宅盤

出来形管理

単位：mm

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
掘削・運搬工 敷均・締固工	基準高	大宅盤	±100 大宅盤 40m方眼の点及び変化点。	 <p>購入土による盛土宅盤における検測の平均値は0mmを下回ってはならない。大宅盤は2,000㎡以上、小宅盤は2,000㎡未満沈下継続中の場合や、残土を余盛とする場合等は摘要しないことができる。</p>	*法長、天端幅は道路土工を適用する。
		小宅盤	±100 小宅盤 一画地1点以上。		

「土木工事共通仕様書－地域振興整備公団」抜粋

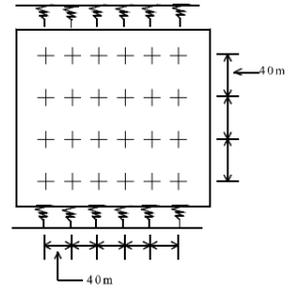
(旧)

(4) 宅盤

1. 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	測定項目	規格値
掘削・運搬工 敷均・締固工	基準 大宅盤	±100
	高 小宅盤	±100

工種	測定基準	測定箇所	摘要
掘削・運搬工 敷均・締固工	大宅盤 40m方眼の点及び変化点。		<p>*法長、天端幅は道路土工を適用する。</p>
	小宅盤 一画地1点以上。		

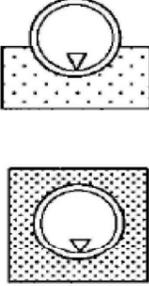
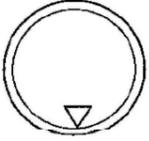
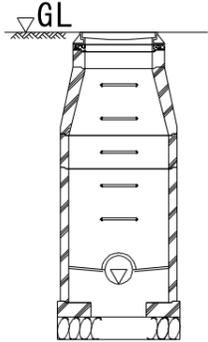
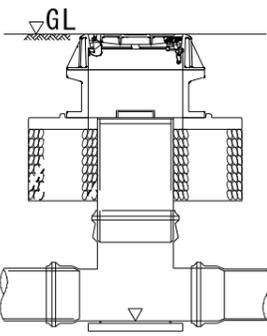
「土木工事共通仕様書—地域振興整備公団」抜粋

(新)

(5) 下水道(管渠、人孔ほか)

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
管 布 設 (自然流下管)	基準高▽	±30	マンホール間の両端部を測定する。		
	中心線の変位(水平)	±50			
	勾配	逆勾配としない			
	延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
	総延長	-200			
推 進 工	基準高▽	±30	推進管1本ごとに1箇所測定する。		
	中心線の変位(水平)	±50			
	勾配	逆勾配としない			
	延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
	総延長	-200			
組立マンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。		
	人孔天端高	±30			
小型マンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。		
	人孔天端高	±30			

「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」抜粋
 ※ 上記以外の土木施工管理基準及び規格値については、「土木
 工事共通仕様書(出来型管理基準) - 秋田県建設部編集」、
 「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」に準拠するもの
 とする。

(旧)

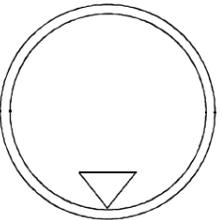
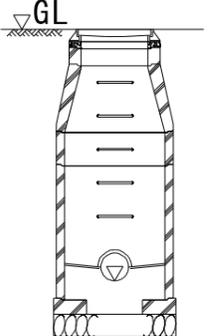
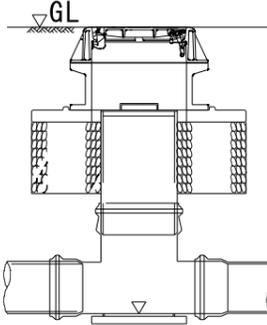
(5) 下水道 (管渠、人孔ほか)

単位：mm

工種	測定項目	規格値
管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30
	中心線の変位(水平)	±50
	勾配	逆勾配としない
	延長	-200
	総延長	-200
推進工	基準高▽	±30
	中心線の変位(水平)	±50
	勾配	逆勾配としない
	延長	-200
	総延長	-200
組立マンホール工	基準高▽	±30
	人孔天端高	±30
小型マンホール工	基準高▽	±30
	人孔天端高	±30

土木工事施工管理基準及び規格値

単位：mm

工種	測定基準	測定箇所	摘要
管布設 (自然流下管)	マンホール間の両端部を測定する。		
	延長はマンホール間を測定する。		
推進工	推進管1本ごとに1箇所測定する。		
	延長はマンホール間を測定する。		
組立マンホール工	マンホールごとに測定する。		
小型マンホール工	マンホールごとに測定する。		

「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」抜粋

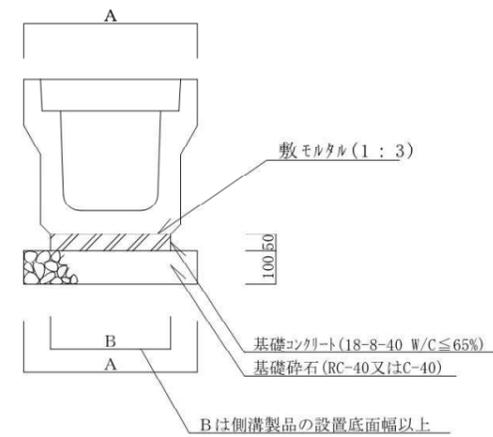
※ 上記以外の土木施工管理基準及び規格値については、「土木工事共通仕様書（出来型管理基準）－秋田県建設部編集」、「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」に準拠するものとする。

(新)

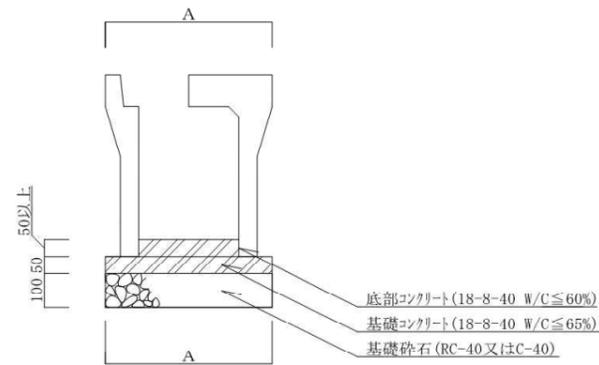
8 各種施設構造図等 (例) 単位: mm

(1) 道路

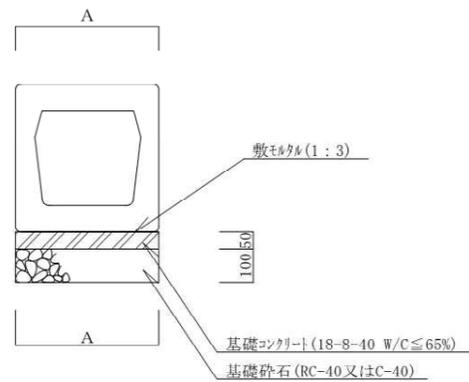
落蓋式U型側溝



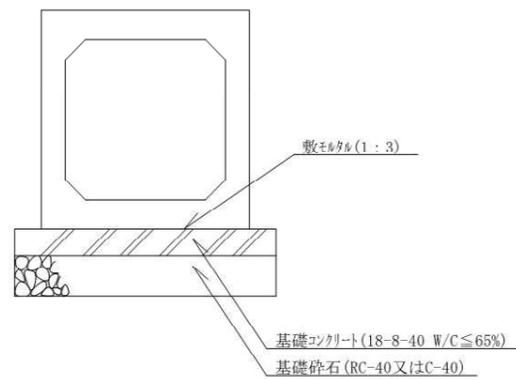
自由勾配側溝



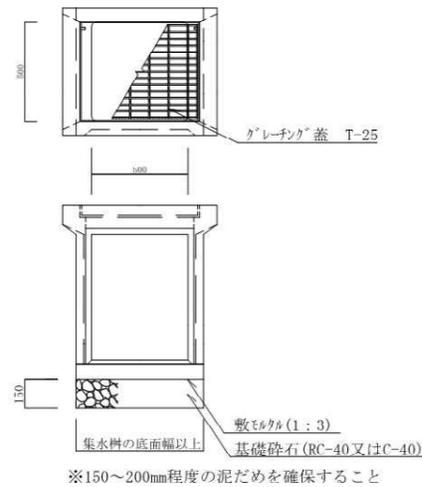
ベンチリウムボックス



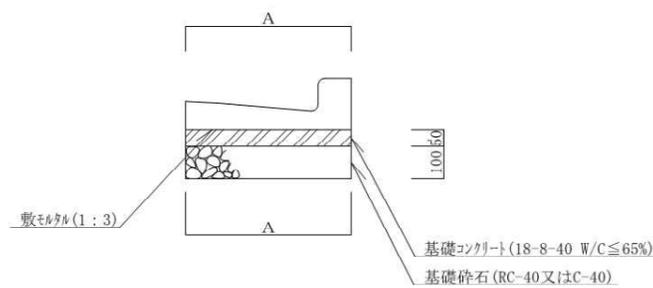
ボックスカルバート



プレキャスト集水桝500型(参考)



L型側溝



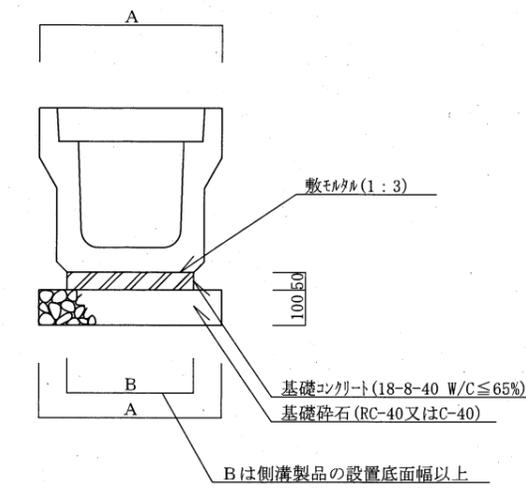
※基礎コンクリートの代わりにプレキャスト床板を設置する場合は、設置の継目が側溝製品の継目と重なることの無いよう注意すること

(旧)

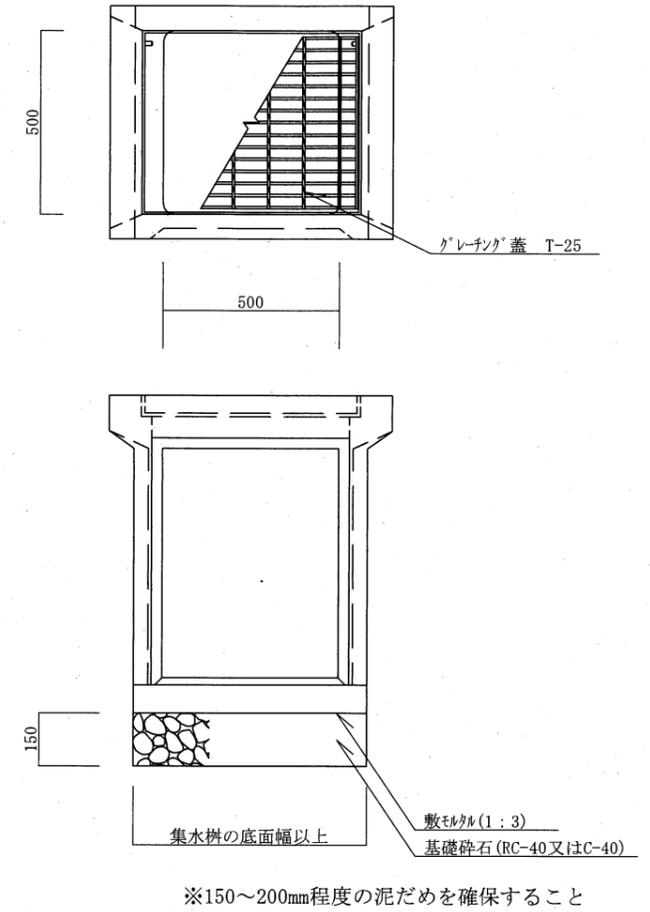
8 各種施設構造図等 (例) 単位: mm

(1) 道路

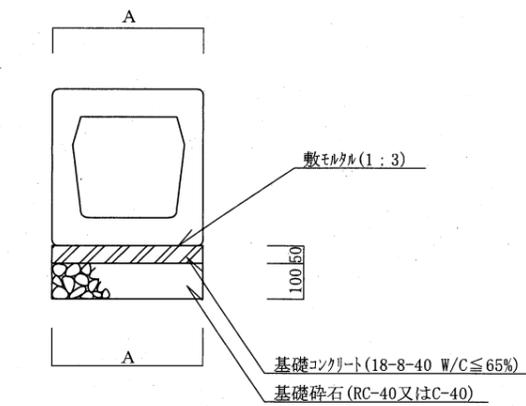
落蓋式U型側溝



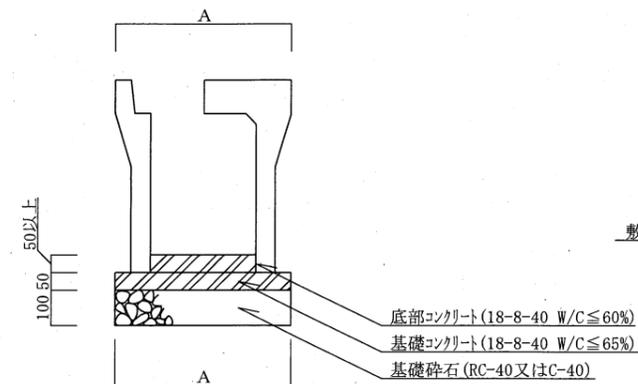
プレキャスト集水桝500型(参考)



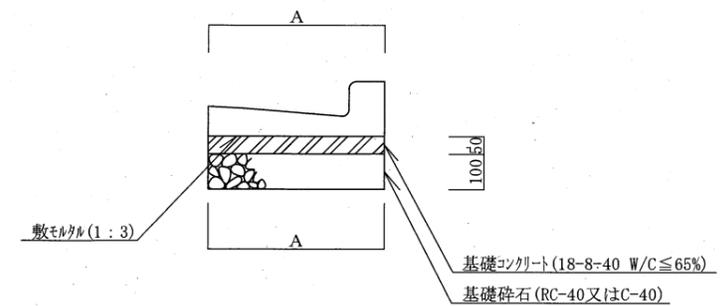
ベンチリウムボックス



自由勾配側溝

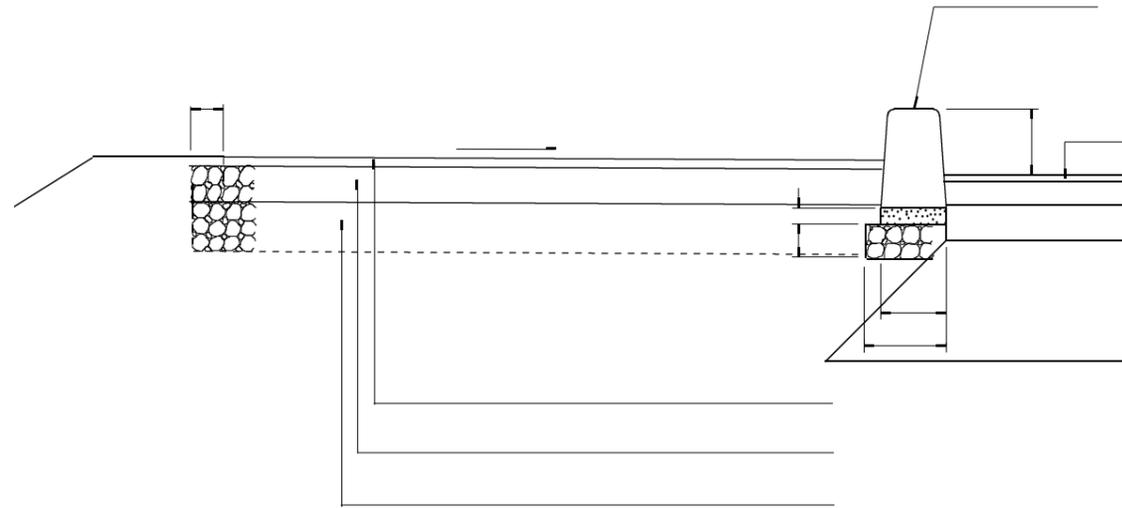


L型側溝



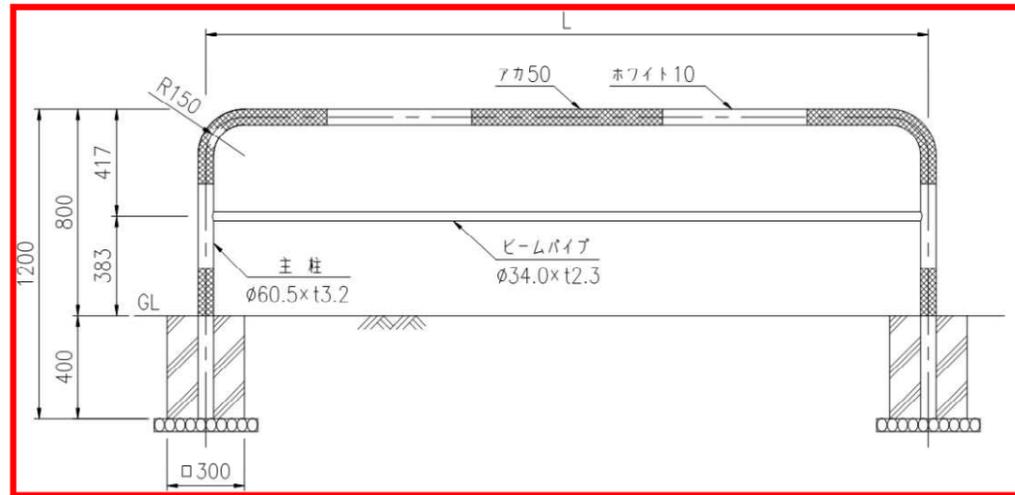
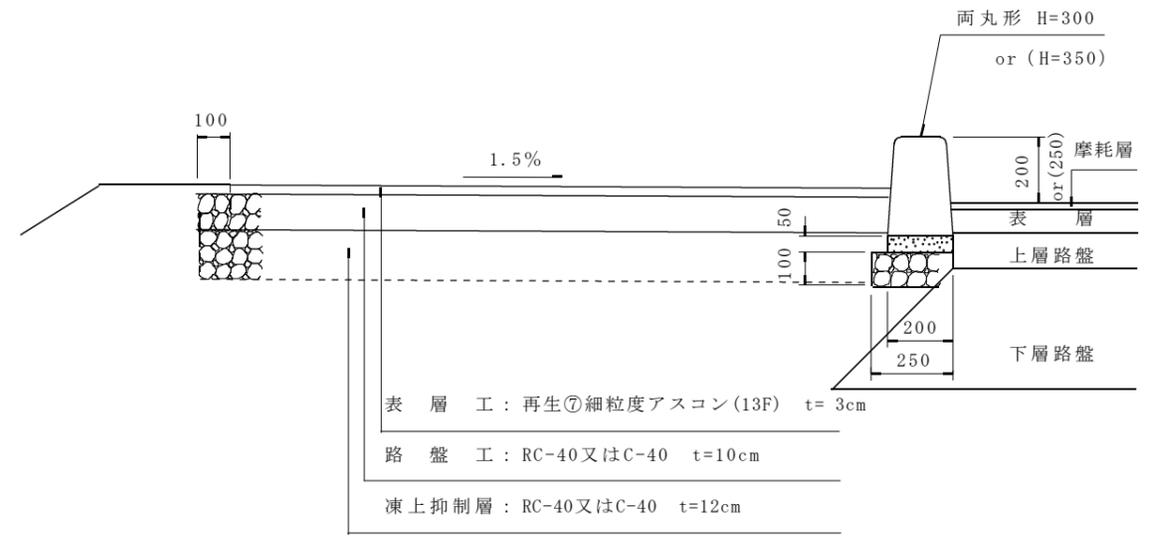
(新)

歩道標準横断図

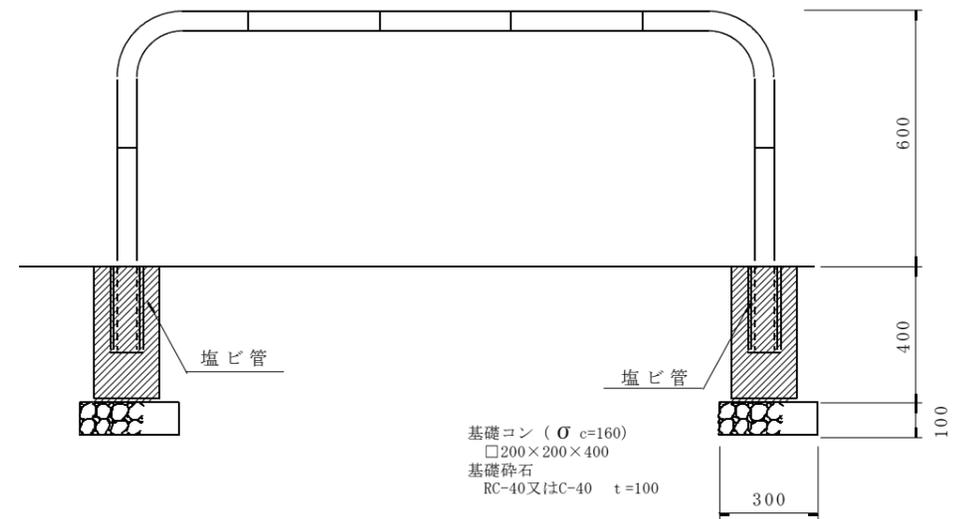


(旧)

歩道標準横断図



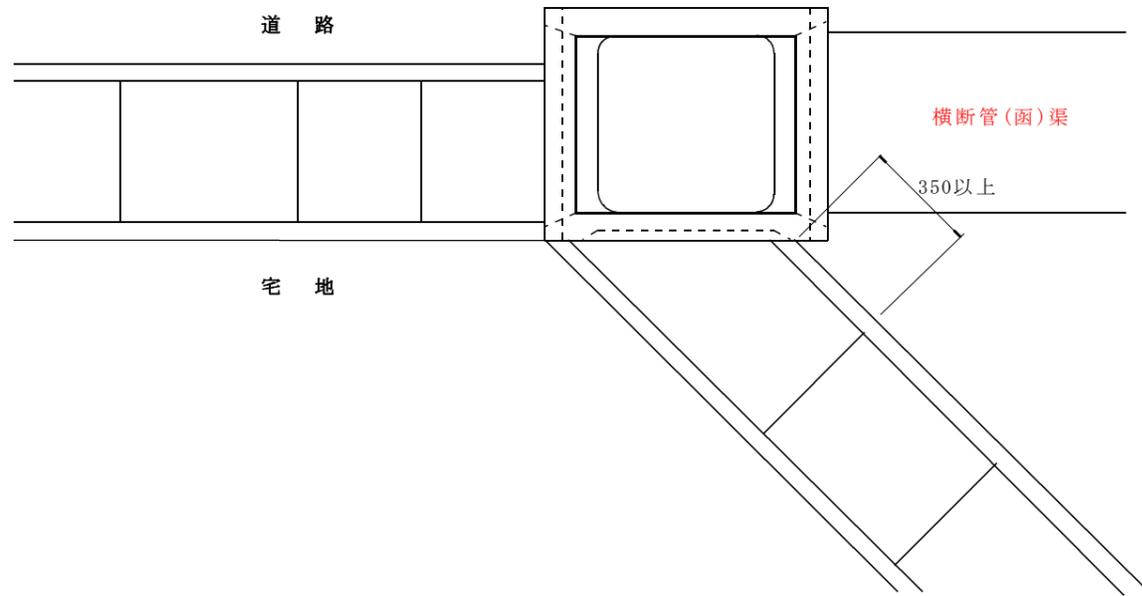
車止め W = 2.0 の場合



(新)

集水柵の接続例①

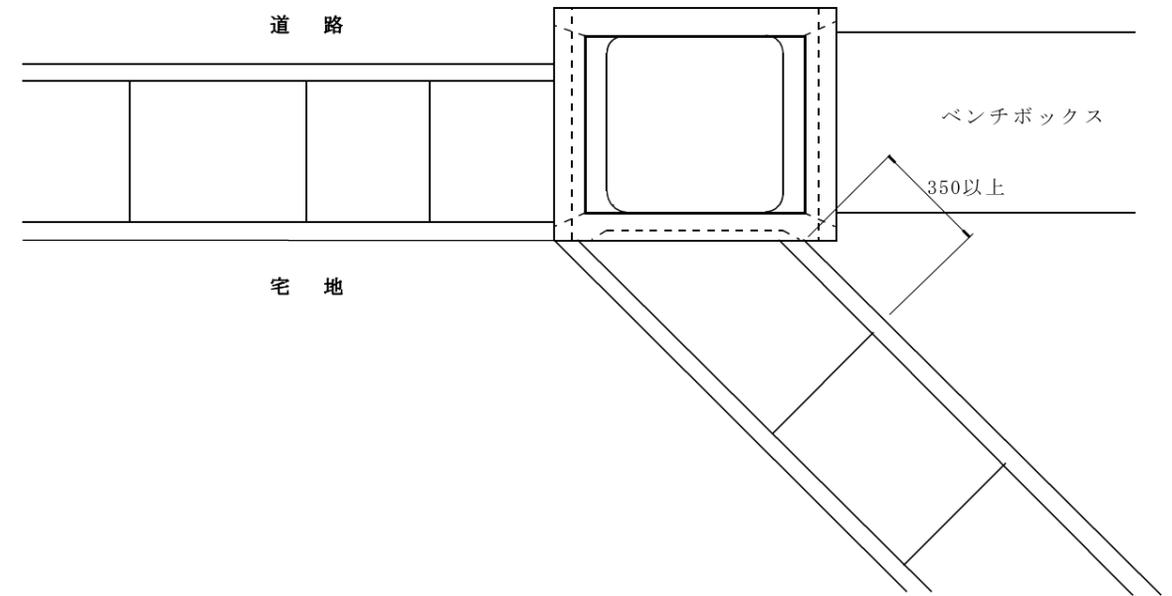
(蓋の短部の長さが35cm以上とすること。なお、特注の場合は50cm以上とする。)



(旧)

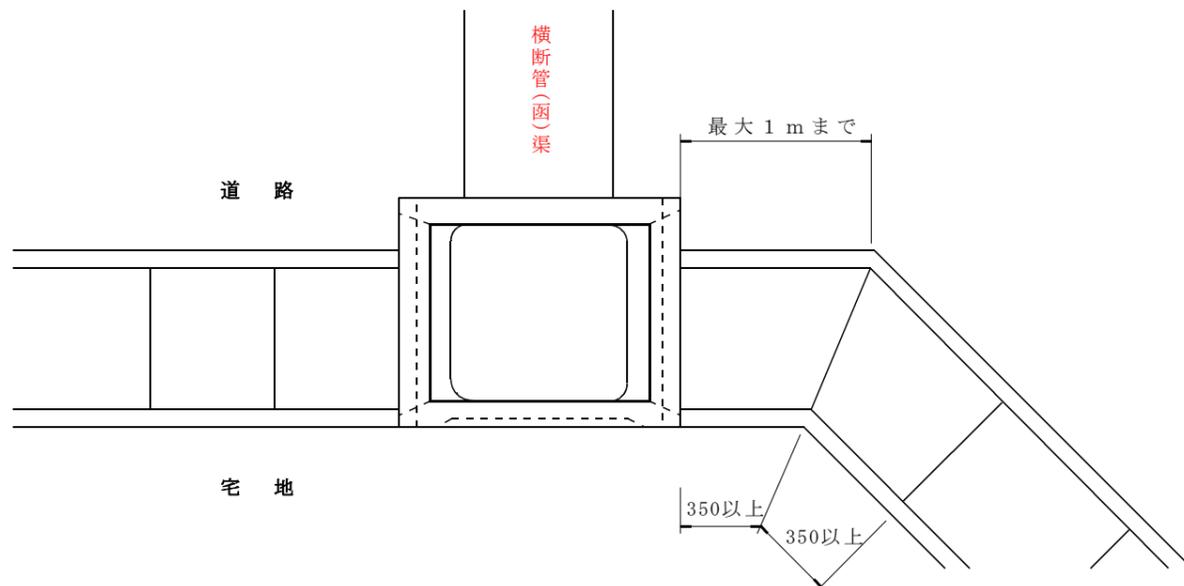
集水柵の接続例①

(蓋の短部の長さが35cm以上とすること。なお、特注の場合は50cm以上とする。)



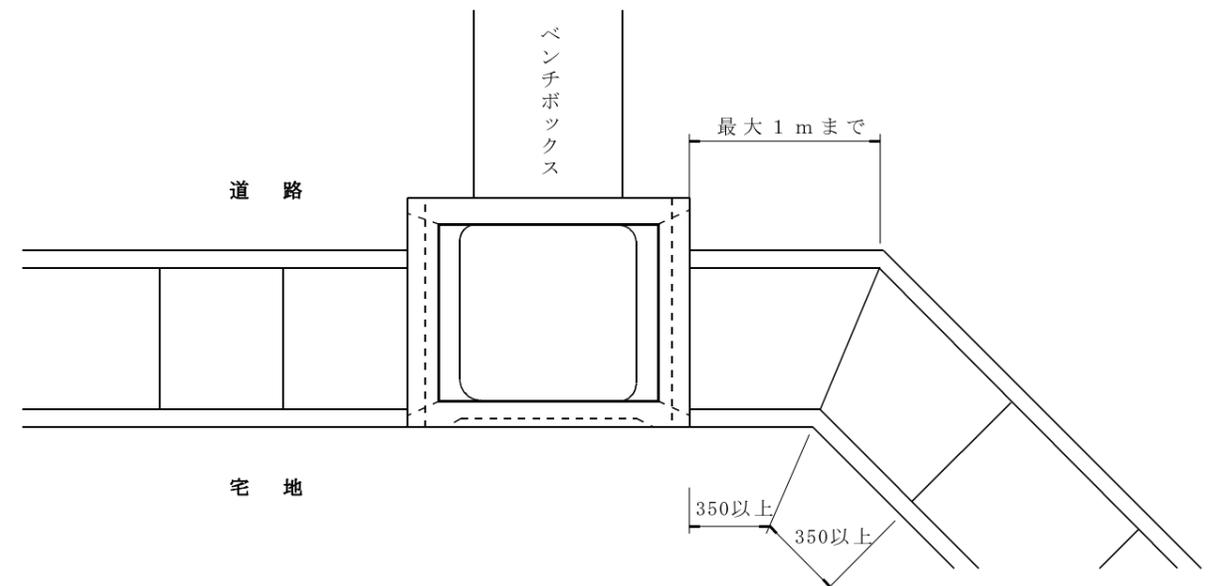
集水柵の接続例②

(蓋の短部の長さが35cm以上とすること。)



集水柵の接続例②

(蓋の短部の長さが35cm以上とすること。)



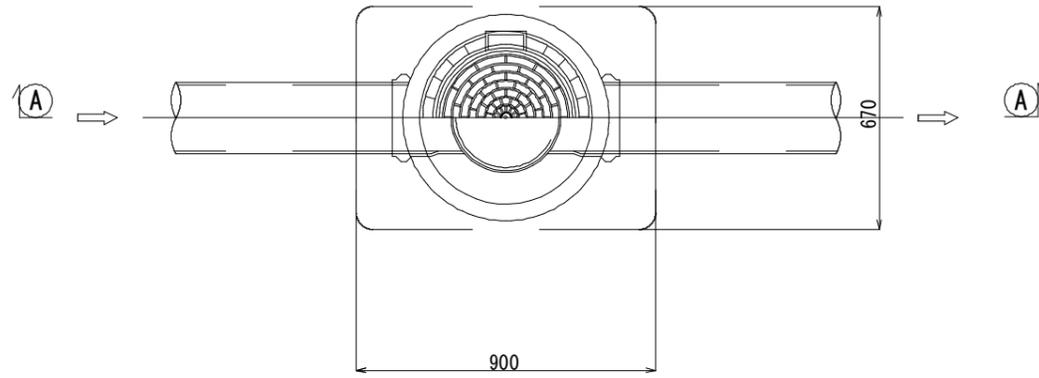
※蓋の据え付けについては、段差、がたつき等に十分注意し、製品の表面の見栄えの悪いもの、欠けているものについては、交換すること。

※蓋の据え付けについては、段差、がたつき等に十分注意し、製品の表面の見栄えの悪いもの、欠けているものについては、交換すること。

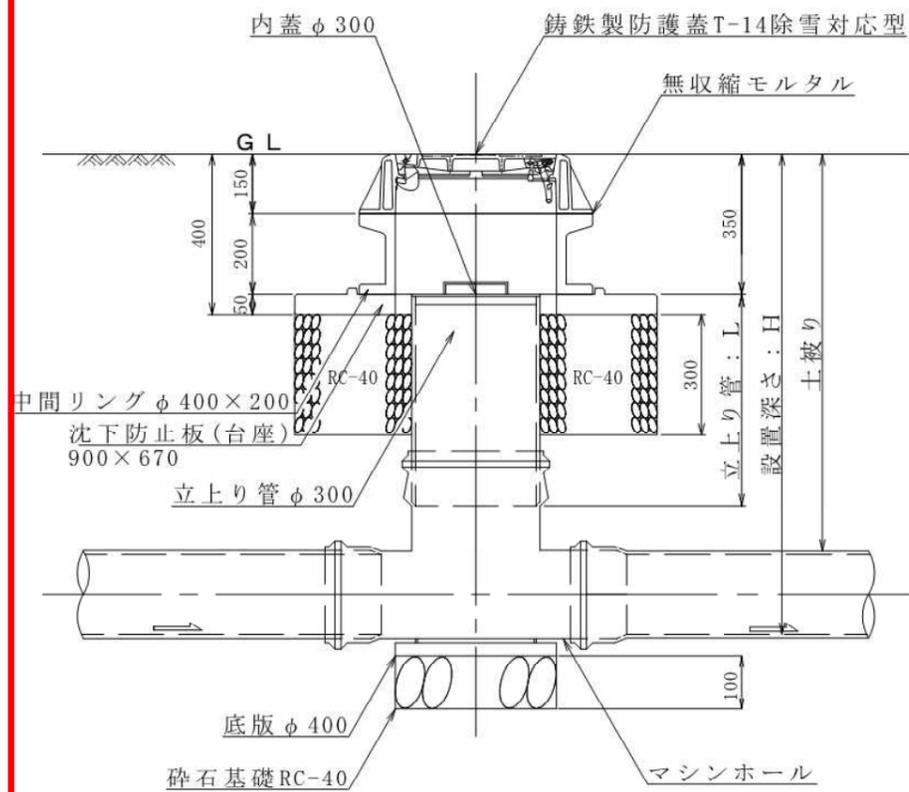
(新)

マシンホール標準構造図

平面図



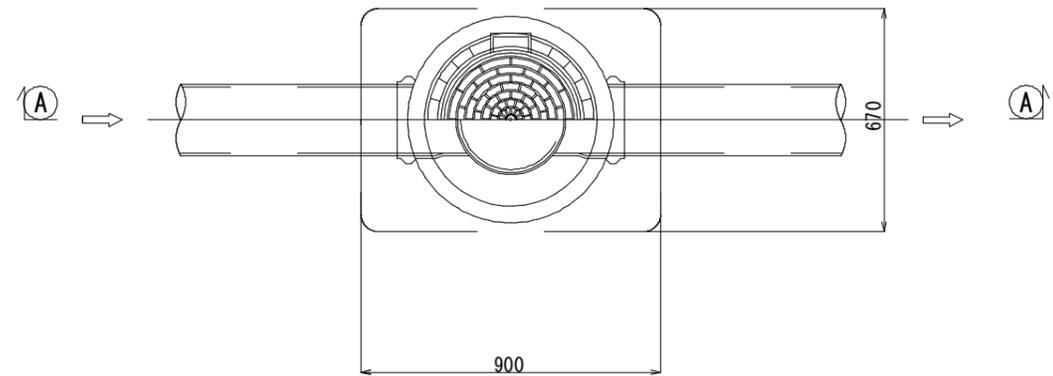
A-A断面



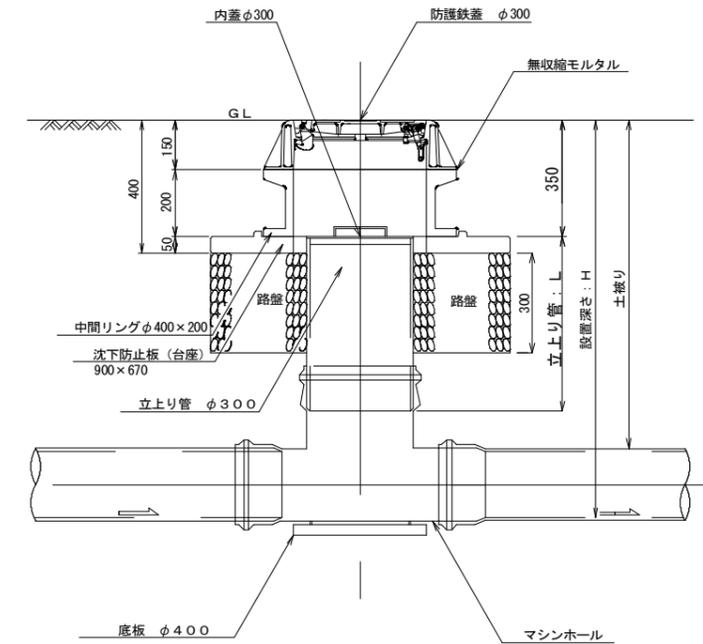
(旧)

マシンホール標準構造図

平面図



A-A断面



(新)

秋田市都市整備部
都市計画課開発指導担当
直 通 018-888-5764
F A X 018-888-5763
E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp

(旧)

秋田市都市整備部
都市計画課開発指導担当
tel 018-888-5764
fax 018-888-5763
mail ro-urim@city.akita.lg.jp
HP <http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/default.htm>